

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第5号

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則

人事記録の管理に関する規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(付属書類) 第7条 任命権者は、職員が提出した <u>次の各号に掲げる書類を</u> 履歴カードの付属書類として保管しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) <u>勤務評定の記録</u> で任命権者が必要と認めるもの (6)～(10) [略] 2 [略]	(付属書類) 第7条 任命権者は、職員が提出した <u>次に掲げる書類を履歴カ</u> ードの付属書類として保管しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) <u>人事評価の記録</u> で任命権者が必要と認めるもの (6)～(10) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の人事記録の管理に関する規則第7条第1項第5号に掲げる書類の保管については、この規則による改正後の人事記録の管理に関する規則第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。